

# 燃料電池自動車等の規制の在り方 中間報告書（概要）

経済産業省 高圧ガス保安室

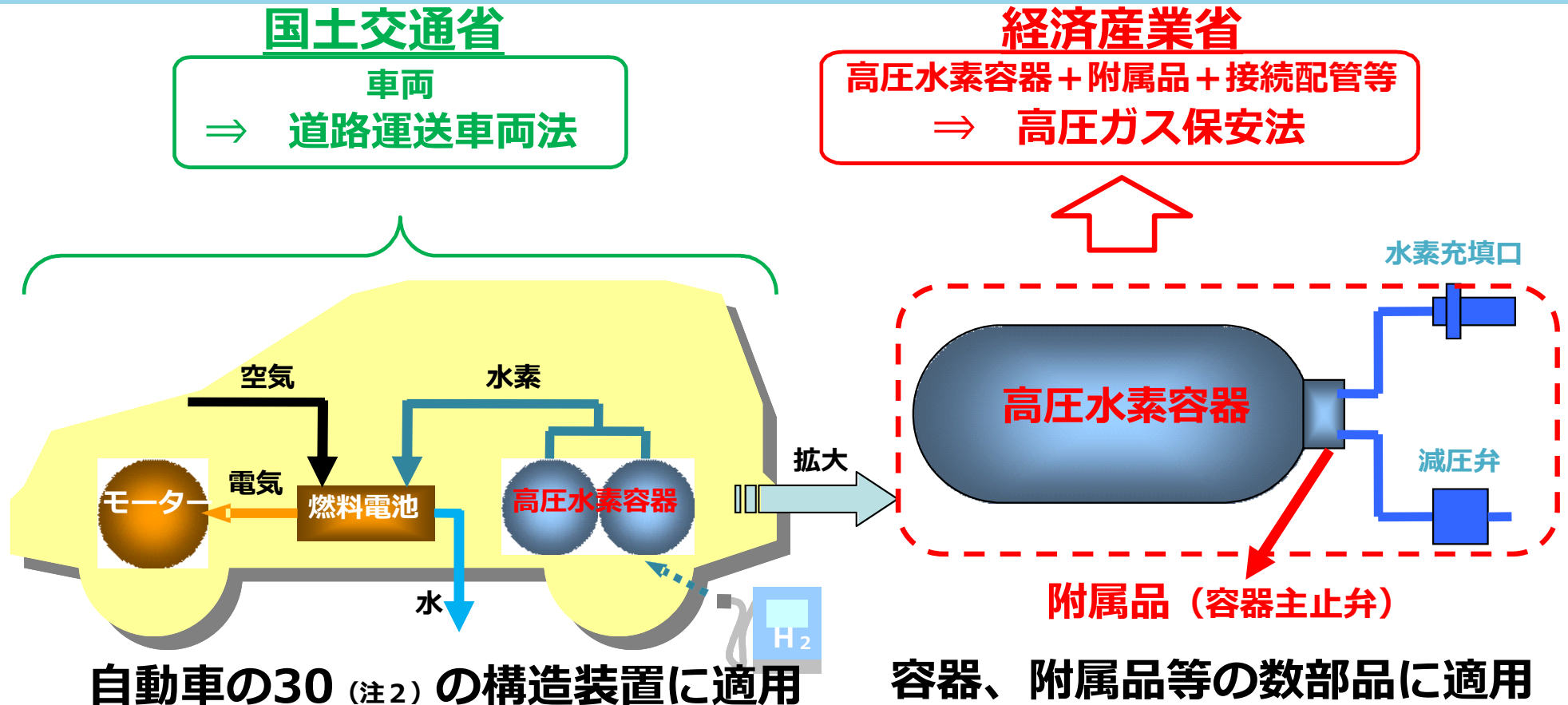
# 検討の趣旨と概要

- 政府として2050年のカーボン・ニュートラル達成を目標に掲げているところ、燃料電池自動車をはじめとした水素の利活用の促進は非常に重要。燃料電池自動車等に対しては、道路運送車両法（国土交通省所管）及び高圧ガス保安法（経済産業省所管）の二法令にまたがった規制が行われているが、燃料電池自動車等の普及が進む中、導入当時は想定されていなかった法規制に関する課題が顕在化。
- 燃料電池自動車等の規制について、高圧ガス保安法のみならず道路運送車両法の側面からも整理し、科学的知見に基づく安全性の確保を前提に、今後のあるべき規制の在り方について、下記の観点を踏まえて、広く検討し、中間報告書を作成。
- これらの取組を通じ、ユーザー利便性や企業の産業競争力向上、さらなる燃料電池自動車等の普及拡大、ひいては、新しい水素社会の安全のプラットフォームを未来志向で作り上げることを目指す。

1. 法技術的及び技術的な観点といった両面からの検討を行うこと。
2. 高圧ガス保安法のみならず道路運送車両法の観点（ガソリン車や電気自動車などその他自動車に対する規制との関係性も含む）からも検討すること。
3. 規制の合理性を検討するにあたっては、事業者の利便性だけでなく、消費者や社会全体の利益についても十分考慮すること。
4. 二法令においては、安全確保に係る前提や考え方が異なる点及び各法令に基づく既存の制度（設備、人員等を含む）等を踏まえた実現可能性についても、十分考慮すること。

# 現在の燃料電池自動車等に関する規制

- 現状、燃料電池自動車等については、駆動用の燃料システムに対し、高圧ガス保安法と、道路運送車両法の二法令により規制されている。
- これは、自動車の型式認定に係る相互承認を行う枠組みである58協定加盟国のうち、日本のみ。  
※ガソリン自動車<sup>注1)</sup>、電気自動車等の燃料システムは、道路運送車両法でのみ規制。



注1) ガソリン車の燃料タンクは指定数量である200リットル以上で消防法の規制が適用されるが、実態としては存在しない。

注2) 車両を構成する**20,000~30,000部品**に、30の構造装置の分類に応じて保安基準適用が適用される。

# 検討において示された方針

- 道路運送車両法にて、**車両と一体で安全を確保できる（保安基準で安全を担保できる）**ものを高圧ガス保安法の適用除外とし、さらに  を規制見直しの対象と想定。

車両カテゴリー		道路運送車両法の規定 (道路運送車両法施行規則第1条、第2条)		例(四輪)	例(二輪)	ガス種※
自動車	普通自動車	小型自動車・軽自動車(軽)・大型特殊自動車(大特)・小型特殊自動車(小特)以外の自動車		普通乗用車(3ナンバー) 大型トラック(1ナンバー) バス	-	水素
	小型自動車	四輪以上 4.7x1.7x2.0m以下 2L以下 軽・大特・小特以外	二輪・三輪で、 軽・大特・小特以外	小型乗用車(5ナンバー) 小型トラック(4ナンバー)	251cc以上	圧縮天然ガス(CNG)
	軽自動車	三輪以上 3.4x1.48x2m以下 0.66L以下 大特・小特以外	二輪 2.5x1.3x2m以下 0.25L以下 大特・小特以外	軽自動車(軽四)	126cc~250cc (軽二輪)	液化天然ガス(LNG)
	大型特殊自動車	小特以外の特殊な構造の自動車		ショベルローダ、ロードローラ、フォークリフト、ロータリ除雪自動車、ホイールクレーン等の特殊な構造の自動車		液化石油ガス(LPG)
	小型特殊自動車	4.7x1.7x2.8m以下かつ15km/h以下の特殊な構造の自動車 又は 35km/h未満の農耕作業用自動車		農耕トラクタ等の農耕作業用自動車		
原動機付自転車(原付)	三輪以上 0.050L以下 0.60kW以下	二輪 0.125L以下 1.00kW以下	50cc以下 0.60kW以下	125cc以下 1.00kW以下		※主に自動車の動力伝達装置の駆動用燃料等として使用するもの

